

学習指導要領からみた家庭科と各教科の関わり

黒光 貴峰*・西尾 幸一郎**

(2020年10月21日 受理)

A Study of the Relationships between Home Economics and Other Subjects from the Viewpoint of Course of Study.

KUROMITSU Takamine, NISHIO Koichiro

要約

本研究は、家庭科における教科横断的な指導の充実を図るため、学習指導要領での教科間の関わり
の記載を整理することを目的としている。研究方法は、小・中学校における各教科の学習指導要
領（平成29年告示）解説の分析である。それぞれの学校種で、各教科の学習指導要領解説に、①そ
の教科以外の教科名の記載があるか、②他教科という記載があるか、③ある場合は、その記載場所
と内容を調べた。結果は、以下に要約できる。

1. 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説からの分析

家庭編における他の教科及び他教科の記載は、第2章 家庭科の目標及び内容、第3章 指導計
画の作成と内容の取扱い、でみられた。他の教科の解説における家庭科の教科名の記載は、図画
工作編、体育編でみられた。他教科という記載は、社会編以外の全ての教科の解説でみられた。

2. 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説からの分析

技術・家庭編における他の教科及び他教科の記載は、第2章 技術・家庭科の目標及び内容、
第3章 指導計画の作成と内容の取扱い、でみられた。他の教科の解説における技術・家庭科
の記載は、社会編、保健体育編でみられた。他教科という記載は、平成20年次にはみられな
かった、理科編、音楽編、保健体育編、外国語にも追記され、全ての教科でみられた。

キーワード：家庭科教育、他教科、関連、連携、学習指導要領

* 鹿児島大学 法文教育学域 教育学系 准教授

** 山口大学 教育学部 准教授

I. はじめに

学習指導要領は、学校基本法に基づき国が定める教育課程の基準であり、教育基本法に定められた教育の目的の実現に向け、教育の目標や指導すべき内容が示されたものである。学習指導要領に基づき、その記述をより具体的に説明した教科等別の解説が示され、各学校は、地域の実状や子供の姿に即して教育課程を編成している。そのため、学習指導要領は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、おおよそ10年ごとに改訂が行われ、平成29年に告示された学習指導要領では、改訂の基本方針として、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進が掲げられた。また、あわせて主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を、学校全体として努めることが求められ、教科間の連携及びつながりが一層重視されている。教育課程においても、各教科等において何を教えるかという内容も重要であるが、今後は、これまで以上に、その内容を学ぶことを通じて何ができるようになるかを意識した指導が求められている。特に、これからの時代には、情報活用能力や問題解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、特定の教科等だけではなく、全ての教科等のつながりの中で育まれることが指摘されている。

そこで、本研究は、家庭科における教科横断的な指導の充実を図るため、学習指導要領での教科間の関わりの記載を整理することを目的としている。

研究方法は、小・中学校における各教科の学習指導要領解説の分析である。それぞれの学校種で、各教科の学習指導要領（平成29年告示）解説に、①その教科以外の教科名の記載があるか、②他教科という記載があるか、③ある場合は、その記載場所と内容を調べた（表1）。

II. 結果

1. 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説からの分析

各教科の小学校学習指導要領（平成29年告示）解説において、具体的な教科名、または、他教科という記載があるか調べた（表2）。前回の学習指導要領（平成20年）から変更された点として、小学校では、国語編において社会科、外国語科、算数編において国語科、生活科、社会編において国語科、理科、外国語科、図画工作編において家庭科、生活編において算数科、体育編において生活科、他教科の記載が追記された。

表2. 小学校学習指導要領(平成29年告示)解説における教科名及び他教科の記載の有無

		記載教科										
		国語科	算数科	理科	社会科	家庭科	音楽科	図画工作科	生活科	体育科	外国語科	他教科
小学校 学習指導要領 解説	国語編				◎				○		◎	○
	算数編	◎		○	○				◎			○
	理科編		○						○			○
	社会編	◎		◎			○		○		◎	○
	家庭編	○		○	○					○		○
	音楽編									○		○
	図画工作編					◎				○		○
	生活編	○	◎	○	○		○	○		○		○
	体育編					○			◎			◎
	外国語編	○					○	○				◎

表1. 分析を行った学習指導要領解説

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説
国語編 社会編 算数編 理科編 生活編 音楽編 図画工作編 家庭編 体育編 外国語編(外国語活動は除く)
中学校学習指導要領(平成29年告示)解説
国語編 社会編 数学編 理科編 音楽編 美術編 保健体育編 技術・家庭編 外国語編

* 特別な教科 道徳科については、全ての教科の解説において、指導計画の作成と内容の取扱い 指導計画作成上の配慮事項 道徳科などとの関連の記載が見られるため、分析から除いた。

前回の学習指導要領（平成20年）から追記された教科 ◎

表3. 各教科の解説における他の教科の記載場所

解説	記載教科	記載場所	総説	教科・各学年の 内容及び目標	指導計画の作成と 内容の取扱い
国語編	社会科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いについての配慮事項			○
	生活科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
	外国語科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
算数編	国語科	第3章 各学年の目標及び内容 4 第4学年の目標及び内容 6 第6学年の目標及び内容		○	
	理科	第3章 各学年の目標及び内容 5 第5学年の目標及び内容 6 第6学年の目標及び内容		○	
	社会科	第3章 各学年の目標及び内容 3 第3学年の目標及び内容 4 第4学年の目標及び内容		○	
	生活科	第3章 各学年の目標及び内容 1 第1学年の目標及び内容 2 第2学年の目標及び内容 6 第6学年の目標及び内容		○	
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
	理科編	算数科	第3章 各学年の目標及び内容 1 第3学年の目標及び内容 2 第4学年の目標及び内容 3 第5学年の目標及び内容 4 第6学年の目標及び内容		○
生活科		第3章 各学年の目標及び内容 1 第3学年の目標及び内容		○	
社会編	国語科	第3章 各学年の目標及び内容 2 第4学年の目標及び内容		○	
	理科	第3章 各学年の目標及び内容 3 第5学年の目標及び内容		○	
	音楽科	第3章 各学年の目標及び内容 4 第6学年の目標及び内容		○	
	生活科	第1章 総説 2 社会科改訂の趣旨及び要点 第3章 各学年の目標及び内容 1 第3学年の目標及び内容	○		○
	外国語科	第3章 各学年の目標及び内容 1 第6学年の目標及び内容		○	
家庭編	国語科	第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項			○
	理科	第2章 家庭科の目標及び内容 3 家庭科の内容 食生活		○	
	社会科	第2章 家庭科の目標及び内容 3 家庭科の内容		○	
	体育科	第2章 家庭科の目標及び内容 3 家庭科の内容		○	
音楽編	生活科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
図画 工作編	家庭科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
	生活科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
生活編	国語科	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○		
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
		第5章 指導計画の作成と学習指導 2 生活科における年間指導計画の作成			○
	算数科	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○		
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
	理科	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点			○
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
		第5章 指導計画の作成と学習指導 2 生活科における年間指導計画の作成 4 学習指導の進め方			○
	社会科	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○		
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
		第5章 指導計画の作成と学習指導 2 生活科における年間指導計画の作成			○
		第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○		
	音楽科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
		第5章 指導計画の作成と学習指導 2 生活科における年間指導計画の作成			○
第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点		○			
図画 工作科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○	
	第5章 指導計画の作成と学習指導 2 生活科における年間指導計画の作成			○	
	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○			
体育科	第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○	
	第1章 総説 2 生活科改訂の趣旨及び要点	○			
体育編	家庭科	第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 3 体育・健康に関する指導			○
	生活科	第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成			○
外国語編	国語科	第2章 外国語科の目標及び内容		○	
	音楽科	第2章 外国語科の目標及び内容		○	
	図画工作科	第2章 外国語科の目標及び内容		○	

国語編では、社会科、生活科、外国語科の教科名の記載がみられた。他の教科の解説に国語科の記載がみられたのは、算数編、社会編、家庭編、生活編、外国語科編であった。算数編では、国語科、理科、社会科、生活科の記載がみられた。他の教科の解説に算数科の記載がみられたのは、理科編、生活編であった。理科編では、算数科、生活科の記載がみられた。他の教科の解説に理科の記載がみられたのは、算数編、社会編、家庭編、生活編であった。社会編では、国語科、理科、音楽科、生活科、外国語科の記載がみられた。他の教科の解説に社会科の記載がみられたのは国語編、算数編、家庭編、生活編であった。音楽編では、生活科の記載がみられた。他の教科の解説に音楽科の記載がみられたのは、社会編、生活編、外国語科編であった。図画工作編では、家庭科、生活科の記載がみられた。他の教科の解説に図画工作科の記載がみられたのは生活編、外国語編であった。生活編では、家庭科以外の全ての教科の記載がみられた。他の教科の解説に生活科の記載がみられたのは、国語編、算数編、理科編、社会編、音楽編、図画工作編、体育編、外国語科

編であった。体育編では、家庭科、生活科の記載がみられた。他の教科の解説に体育科の記載がみられたのは、家庭編、生活編であった。外国語科編（外国語活動は除く）では、国語科、音楽科、図画工作科の記載がみられた。他の教科の解説に外国語科の記載がみられたのは、国語編、社会編であった。家庭編では、国語科、理科、社会科、体育科の記載がみられた。他の教科の解説に家庭科の記載がみられたのは、図画工作編、体育編であった（表3）。

(1) 小学校学習指導要領解説（平成29年告示）家庭編における他の教科名の記載

家庭編でみられた他の教科名の記載は、第2章 家庭科の目標及び内容、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いであった。第2章では、第3節 家庭科の内容：A 家族・家庭生活、B 衣食住の生活、C 消費生活・環境の箇所で見られた。具体的には、Aでは、(4)において、「道徳科や総合的な学習の時間等との関連を考慮するとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るよう配慮する。」という記載がみられた（表4）。

表4. 小学校学習指導要領解説（平成29年告示）家庭編における他の教科名の記載

<p>第2章 家庭科の目標及び内容 第3節 家庭科の内容 A 家族・家庭生活 (4) 家族・家庭生活についての課題と実践については、道徳科や総合的な学習の時間等との関連を考慮するとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るよう配慮する。 B 衣食住の生活 食生活 内容の指導に当たっては、B(1)、(2)、(3)の項目を相互に関連させて取り扱うとともに、「A家族・家庭生活」、「C消費生活・環境」の内容と関連を図るよう配慮する。また、理科、体育科などの教科等や学校給食との関連を考慮するとともに、第4学年までの食に関する学習との関連を図り、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮する。 (1) ア 食事の役割と食事の大切さ、日常の食事の仕方 この学習では、体育科の第3学年及び第4学年における健康によい生活に関する学習や、第4学年までの食育に関する学習と関連を図るよう配慮する。 (3) ア(ア) 体に必要な栄養素の種類と働き この学習では、理科の第5学年における植物の種子の中の養分に関する学習で扱うでんぷんとの関連を図り、でんぷんは炭水化物の一つであることに触れることも考えられる。 住生活 (6) ア(ア) 住まいの主な働き、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方 この学習では、理科の第3学年における「光と音の性質」、「太陽と地面の様子」、第4学年における空気と温度に関する学習や、体育科の第3学年における健康な生活に関する学習との関連を図るよう配慮する。 C 消費生活・環境 社会科や理科。総合的な学習の時間など他教科等との関連を図るとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るよう配慮する。 (1) ア(ア) 買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さ、計画的な使い方 この学習では、社会科の第3学年における「地域に見られる生産や販売の仕事」の学習と関連を図るよう配慮する。</p>
<p>第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 (1) 言語活動の充実 家庭科では、国語科を中心として育まれた言語能力を基に、調理や製作等における体験を通して生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解するようにしたり、観察や実習等の際のレポート作成や考察、思考したことを発表したりするなどの言語活動を通して、教科のねらいをより確実に定着させることができる。</p>

Bでは、食生活の全体の内容において、「指導に当たっては、理科、体育科などの教科等や学校給食との関連を考慮するとともに、第4学年までの食に関する学習との関連を図り、家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮する。」、(1) アの内容において、「この学習では、体育科の第3学年及び第4学年における健康によい生活に関する学習や、第4学年までの食育に関する学習と関連を図るよう配慮する。」、(3) ア(ア)の内容において、「この学習では、理科の第5学年における植物の種子の中の養分に関する学習で扱うでんぷんとの関連を図り、でんぷんは炭水化物の一つであ

ることに触れることも考えられる。」という記載がみられた。また、住生活の内容(6)ア(ア)の内容において、「この学習では、理科の第3学年における「光と音の性質」,「太陽と地面の様子」,第4学年における空気と温度に関する学習や、体育科の第3学年における健康な生活に関する学習との関連を図るよう配慮する。」という記載がみられた。

Cでは、消費生活・環境の全体の内容において、「指導に当たっては、社会科や理科、総合的な学習の時間など他教科等との関連を図るとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るよう配慮する。」、(1)ア(ア)の内容において、「この学習では、社会科の第3学年における「地域に見られる生産や販売の仕事」の学習と関連を図るよう配慮する。」という記載がみられた。

第3章では、2内容の取扱いと指導上の配慮事項(1)言語活動の充実において、「家庭科では、国語科を中心として育まれた言語能力を基に、調理や製作等における体験を通して生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解するようにしたり、観察や実習等の際のレポート作成や考察、思考したことを発表したりするなどの言語活動を通して、教科のねらいをより確実に定着させることができる。」という記載がみられた。

(2) 他の教科の小学校学習指導要領(平成29年告示)解説における家庭科の教科名の記載

他の教科の解説に家庭科の教科名の記載がみられたのは、図画工作編、体育編であった(表5)。図画工作編では、第4章 指導計画の作成と内容の取扱いの1 指導計画作成上の配慮事項において、中学校技術・家庭科の記載がみられた。具体的には、A表現(1)、(2)において、「指導に関しては、工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A 材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものであることに配慮する必要がある。」という記載がみられた。

表5. 他の教科の小学校学習指導要領(平成29年告示)解説における家庭科の教科名の記載

小学校学習指導要領解説(平成29年告示) 図画工作編における家庭科の記載

第4章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

工作に表す活動において育成を目指す資質・能力は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「A 材料と加工の技術」において育成を目指す「知識及び技能」ともつながるものであることに配慮する必要がある。

小学校学習指導要領解説(平成29年告示) 体育編における家庭科の記載

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

3 体育・健康に関する指導

学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

体育編では、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いの3 体育・健康に関する指導において、家庭科の記載がみられた。具体的には、「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれ

ぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」「食に関する指導に当たっては、体育科における望ましい生活習慣の育成や、家庭科における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。」という記載がみられた。

(3) 小学校学習指導要領（平成29年告示）解説における他教科という記載

各教科の解説における他教科という記載の有無を調べた（表6）。その結果、社会編以外の全ての教科で記載がみられた。家庭編でみられた他教科の記載は、第2章 家庭科の目標及び内容、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いであった。第2章では、第3節 家庭科の内容 A 家族・家庭生活、C 消費生活・環境の箇所で見られた。具体的には、A では、(3) ア (イ) において、「指導に当たっては、他教科等で行った交流活動等を振り返って、地域の人々との協力について話し合ったり、地域にはどのようなルールやマナーがあるのかを調べたりする活動などが考えられる。」、(3) イ において、「指導に当たっては、総合的な学習の時間や特別活動など他教科等における交流活動等の学習と関連させて、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々と関わるができるよう配慮する。」、「内容の取扱いとしては、他教科等における学習との関連を図るよう配慮すること。」という記載がみられた。D では、(1)、(2) において、「指導に当たっては、社会科や理科、総合的な学習の時間など他教科等との関連を図るとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るよう配慮する。」という記載がみられた。

第3章では、1 指導計画作成上の配慮事項 (5) 題材の構成において、「他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的な指導ができるよう配慮する必要がある。」という記載がみられた。

表6. 小学校学習指導要領解説（平成29年告示）家庭編における他教科という記載

<p>第2章 家庭科の目標及び内容 第3節 家庭科の内容 A 家族・家庭生活 (3) 家族や地域の人々との関わり（内容の取扱い） ウ (3) 家族や地域の人々との関わりについては、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々との関わりについても扱うこと。 また、イについては、他教科等における学習との関連を図るよう配慮すること。 ア(イ) 地域の人々との関わり 指導に当たっては、家庭や地域と積極的に連携を図り、具体的な場面から、家庭生活と地域とのつながりや地域の人々との協力の大切さについて気付くことができるよう配慮する。例えば、他教科等で行った交流活動等を振り返って、地域の人々との協力について話し合ったり、地域にはどのようなルールやマナーがあるのかを調べたりする活動などが考えられる。 (中略) その際、総合的な学習の時間や特別活動など他教科等における交流活動等の学習と関連させて、幼児又は低学年の児童や高齢者など異なる世代の人々と関わるができるよう配慮する。 D 消費生活・環境 内容の指導にあたっては、(中略)、実践的に学習できるように配慮する。 また、社会科や理科、総合的な学習の時間など他教科等との関連を図るとともに、中学校技術・家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るよう配慮する。</p>
<p>第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項 (5) 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。その際、他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにすること。</p>

2. 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説からの分析

中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説において、具体的な教科名、他教科という記載があるか調べた（表 3）。中学校では、国語編において外国語科、社会編において技術・家庭科、技術・家庭編において社会科、保健体育科、外国語編において国語科、理科、音楽科の記載が追記された。また、社会編では、従来、記載されていた国語科、数学科の記載が削除されていた。他教科という記載は、理科編、音楽編、保健体育編、外国語編にも追記され、全ての教科でみられた（表 7, 8）。

表 7. 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説における教科名及び他教科の記載の有無

	国語科	記載教科							他教科	
		数学科	理科	社会科	技術・家庭科	音楽科	美術科	保健体育科		
中学校学習指導要領解説	国語編								◎	○
	数学編			○						○
	理科編									◎
	社会編	●	●			◎				○
	技術・家庭編	○	○	○	◎			○	◎	○
	音楽編									◎
	美術編									○
	保健体育編					○				◎
外国語編	◎		◎			◎			◎	

前回の学習指導要領（平成20年）から追記された教科 ◎
削除された教科 ●

国語編では、外国語科の教科名の記載がみられた。

他の教科の解説に国語科の記載がみられたのは、技術・家庭編、外国語編であった。数学編では、理科、保健体育科の記載がみられた。他の教科の解説に数学科の記載がみられたのは、技術・家庭編であった。理科編では、他の教科名の記載はみられなかった。他の教科の解説に理科の記載がみられたのは、数学編、技術・家庭編・外国語編であった。社会編では、技術・家庭科の記載がみられた。他の教科の解説に社会科の記載がみられたのは、技術・家庭編のみであった。音

表 8. 各教科の解説における他の教科の記載場所

解説	記載教科	記載場所	総説	教科・各学年の内容及び目標	指導計画の作成と内容の取扱い
国語編	外国語	第2章 国語科の目標及び内容 2 国語科の内容		○	
		第3章 各学年の内容 2 第2学年の内容 3 第3学年の内容		○	
		第4章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
		第3章 各学年の目標及び内容 1 第1学年の目標及び内容 3 第3学年の目標及び内容		○	
社会編	技術・家庭科	第2章 社会科の目標及び内容 2 各分野の目標及び内容		○	
		第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項			○
技術・家庭編	国語科	第2章 技術・家庭科の目標及び内容 2 技術分野の目標及び内容		○	
		第2章 技術・家庭科の目標及び内容 2 技術分野の目標及び内容		○	
	理科	第2章 技術・家庭科の目標及び内容 3 家庭分野の目標及び内容		○	
		第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画作成上の配慮事項			○
	社会科	第2章 技術・家庭科の目標及び内容 2 技術分野の目標及び内容		○	
		第2章 技術・家庭科の目標及び内容 3 家庭分野の目標及び内容		○	
	美術科	第2章 技術・家庭科の目標及び内容 2 技術分野の目標及び内容		○	
第2章 技術・家庭科の目標及び内容 3 家庭分野の目標及び内容			○		
保健体育編	技術・家庭科	第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 1 指導計画の作成			○
		第3章 指導計画の作成と内容の取扱い 2 健やかな体			○
外国語編	国語科	第2章 外国語の目標及び内容 2 英語		○	
		第2章 外国語の目標及び内容 2 英語		○	
	音楽科	第2章 外国語の目標及び内容 2 英語		○	

* 数学編：第2章 数学科の目標及び内容 1 数学科の目標 において理科の教科名がみられたが、この記載は、国際数学・理科教育動向調査の調査名としての記載であったため、表8からは外した。

科、社会科、美術科、保健体育科の記載がみられた。他の教科の解説に技術・家庭科の記載がみられたのは、社会編、保健体育編であった。

楽編では、他の教科名の記載はみられなかった。他の教科の解説に音楽科の記載がみられたのは、外国語編であった。美術編では、他の教科名の記載はみられなかった。他の教科の解説に美術科の記載がみられたのは、技術・家庭編であった。保健体育編では、技術・家庭科の記載がみられた。他の教科の解説に保健体育科の記載がみられたのは、数学編、技術・家庭編であった。外国語編では、国語科、理科、音楽編の記載がみられた。他の解説に外国語科の記載がみられたのは国語編であった。技術・家庭編では、国語科、数学科、理

(1) 中学校学習指導要領解説(平成29年告示)技術・家庭編における他の教科名の記載

技術・家庭編でみられた他の教科名の記載は、第2章 技術・家庭科の目標及び内容、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いの箇所であった(表9)。

表9. 中学校学習指導要領解説(平成29年告示)技術・家庭編における他の教科名の記載

<p>第2章 技術・家庭科の目標及び内容</p> <p>2 技術分野の目標及び内容</p> <p>A 材料と加工の技術</p> <p>(1) イ 技術に込められた問題解決の工夫</p> <p>原理・法則の指導に当たっては、理科における植物の体のつくりと働きや原子・分子等の物質の成り立ちなど、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。</p> <p>(2) ア 製作に必要な図、安全・適切な製作、検査・点検など</p> <p>この指導に当たっては、算数科、数学科、図画工作科、美術科等の教科における様々な立体物の表示・表現方法との関連に配慮する。</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(1) イ 技術に込められた問題解決の工夫</p> <p>原理・法則の指導に当たっては、小学校理科における季節と生物、植物の発芽、成長、結実、生物と環境、及び中学校理科における植物の体のつくりと働き、動物の体のつくりと働きなど、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。</p> <p>C エネルギー変換の技術</p> <p>(1) イ 技術に込められた問題解決の工夫</p> <p>原理・法則の指導に当たっては、理科におけるエネルギー、電気、磁気、圧力、運動など、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。</p> <p>D 情報の技術</p> <p>なお、今回の改訂で小学校では、(中略)、といったことを論理的に考えていくことのできる力であるプログラミング的思考等の育成を目指した学習活動を、算数科[第5学年]の「B図形」の(1)における正多角形の作図を行う学習や、理科[第6学年]の「A物質・エネルギー」の(4)における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、各教科等の特質に応じて、計画的に実施することが求められている。</p> <p>これらのことを踏まえ、情報活用能力を系統的に育成できるよう、プログラミングに関する学習やコンピュータの基本的な操作、発達の段階に応じた情報モラルの学習、さらに、社会科第5学年における情報化が社会や産業に与える影響についての学習も含めた小学校における学習を発展させるとともに、中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報関係の科目との連携・接続に配慮する。また、生徒に生活や社会と技術とのつながりを意識させるとともに、常に変化を続ける技術についての学習を充実するため、民間企業、博物館や科学技術館、情報科や工業科、商業科を設置する高等学校等との連携について配慮する。</p> <p>(1) イ 技術に込められた問題解決の工夫</p> <p>原理・法則の指導に当たっては、理科における電気や光、音の性質や、数学における単位の問題や数式の意味等、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。</p>
<p>第2章 技術・家庭科の目標及び内容</p> <p>3 家庭分野の目標及び内容</p> <p>B 衣食住の生活 食生活</p> <p>内容の指導に当たっては、理科、保健体育科等の他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。</p> <p>(1) ア(ア) 食事が果たす役割</p> <p>指導に当たっては、食生活調べや話し合いなどの活動を通して、食事の役割について具体的に理解できるよう配慮する。例えば、毎日の食事や様々な行事などでの食事場面を振り返り、その時の様子や気持ちなどを思い出して、生活の中で食事が果たす役割を考えたり、小学校家庭科や保健体育科等との関連を図り、食事と健康に関する調査結果等を活用して、食事が果たす役割を考えたりする活動などが考えられる。</p> <p>(1) ア(イ) 中学生の栄養の特徴、健康によい食習慣</p> <p>この学習では、理科[第2分野]「生物の体のつくりと働き」や保健体育科[保健分野]「健康な生活と疾病の予防」の学習などとの関連を図るよう配慮する。</p> <p>(2) ア(ア) 栄養素の種類と働き、食品の栄養的特質</p> <p>この学習では、理科[第2分野]「生物の体のつくりと働き」の学習と関連させて、栄養素の種類と働きについて理解させることも考えられる。</p> <p>住生活</p> <p>保健体育科などの他教科等で行う防災に関する学習との関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。</p> <p>(6) ア(イ) 家族の安全を考えた住空間の整え方</p> <p>この学習では、保健体育科など他教科等で行う防災に関する学習との関連を図ることも考えられる。</p> <p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) ア(ア) 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理</p> <p>この学習では、社会科[公民的分野]「現代社会を捉える枠組み」、「市場の働きと経済」などとの関連を図るよう配慮する。</p> <p>(1) ア(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理</p> <p>この学習では、社会科[公民的分野]「市場の働きと経済」の学習などとの関連を図るよう配慮する。</p> <p>(2) ア 消費者の基本的な権利と責任、消費生活が環境や社会に及ぼす影響</p> <p>この学習では、社会科[公民的分野]「市場の働きと経済」の学習などとの関連を図るよう配慮する。</p>
<p>第3章 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画作成上の配慮事項</p> <p>(1) 言語活動の充実</p> <p>技術・家庭科においても、国語科で培った能力を基本に、知的活動の基盤という言葉の役割の観点から、実習等の結果を整理し考察するといった学習活動を充実する必要がある。</p> <p>技術・家庭科で重視している実践的・体験的な活動は、様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるという効果もある。これらも含めて、各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。</p>

第2章では、第2節 技術分野の目標及び内容、第3節 家庭分野の目標及び内容の箇所で見られた。具体的には、技術分野では、A 材料及加工の技術、B 生物育成の技術、C エネルギー変換の技術、D 情報の技術の箇所で見られた。具体的には、A では、(1) イにおいて、「原理・法則の指導に当たっては、理科における植物の体のつくりと働きや原子・分子等の物質の成り立ちなど、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。」という記載が、(2) アにおいて、「指導に当たっては、算数科、数学科、図画工作科、美術科等の教科における様々な立体物の表示・表現方法との関連に配慮する。」という記載がみられた。

B では、(1) イにおいて、「原理・法則の指導に当たっては、小学校理科における季節と生物、植物の発芽、成長、結実、生物と環境、及び中学校理科における植物の体のつくりと働き、動物の体のつくりと働きなど、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。」という記載がみられた。C では、(1) イにおいて、「原理・法則の指導に当たっては、理科におけるエネルギー、電気、磁気、圧力、運動など、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。」という記載がみられた。D では、情報の技術の内容において、「指導に当たっては、論理的に考えていくことのできる力であるプログラミング的思考等の育成を目指した学習活動を、算数科〔第5学年〕の「B 図形」の(1)における正多角形の作図を行う学習や、理科〔第6学年〕の「A 物質・エネルギー」の(4)における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、各教科等の特質に応じて、計画的に実施することが求められている。技術分野としては、(中略)、社会科第5学年における情報化が社会や産業に与える影響についての学習も含めた小学校における学習を発展させるとともに、中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報関係の科目との連携・接続に配慮する。また、生徒に生活や社会と技術とのつながりを意識させるとともに、常に変化を続ける技術についての学習を充実するために、民間企業、博物館や科学技術館、情報科や工業科、商業科を設置する高等学校等との連携について配慮する。」という記載がみられた。また、(1) イの内容において、「原理・法則の指導に当たっては、理科における電気や光、音の性質や、数学における単位の概念や数式の意味等、関係する指導内容を確認した上で、連携が図れるよう配慮する。」という記載がみられた。

家庭分野では、B 衣食住の生活、C 消費生活・環境の箇所で見られた。B では、食生活の内容において、「指導に当たっては、理科、保健体育科等の他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。」という記載がみられた。また、(1) ア (ア) の内容において、「内容の指導に当たっては、(中略)、小学校家庭科や保健体育科等との関連を図り、食事と健康に関する調査結果等を活用して、食事が果たす役割を考えたりする活動などが考えられる。」、(1) ア (イ) において、「この学習では、理科〔第2分野〕「生物の体のつくりと働き」や保健体育科〔保健分野〕「健康な生活と疾病の予防」の学習などとの関連を図るよう配慮する。」、(2) ア (ア) において、「この学習では、理科〔第2分野〕「生物の体のつくりと働き」の学習と関連させて、栄養素の種類と働きについて理解させることも考えられる。」という記載がみられた。

住生活の内容において、「指導に当たっては、住居の機能を取り上げる際には、(中略)、保健体育科などの他教科等で行う防災に関する学習との関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。」、(6) ア (イ) において、「この学習では、保健体育科など他教科等で行う防災に関する学習との関連を図ることも考えられる。」という記載がみられた。

C では、(1) ア (ア) において、「この学習では、社会科〔公民的分野〕「現代社会を捉える枠組み」、 「市場の働きと経済」 などとの関連を図るよう配慮する。」、(1) ア (イ) において、「この学習では、社会科〔公民的分野〕「市場の働きと経済」の学習などとの関連を図るよう配慮する。」、(2) アにおいて、「この学習では、社会科〔公民的分野〕「市場の働きと経済」の学習などとの関連を図るよう配慮する。」という記載がみられた。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱いでは、1 指導計画作成上の配慮事項 (1) 言語活動の充実において、「技術・家庭科においても、国語科で培った能力を基本に、知的活動の基盤という言語の役割の観点から、実習等の結果を整理し考察するといった学習活動を充実する必要がある。(中略) 各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。」という記載がみられた。

(2) 他の教科の中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説における技術・家庭科の教科名の記載

他の教科の中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 解説中に技術・家庭科の記載がみられたのは、社会編、保健体育編であった (表 10)。

表10. 他の教科の中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説における技術・家庭科の教科名の記載

中学校学習指導要領解説 (平成29年告示) 社会編における技術・家庭科の記載

第2章 社会科の目標及び内容

2 各分野の目標及び内容

(2) 内容 A 私たちと現代社会

この大項目の学習は、家族・家庭の基本的な機能についての理解を深めることや、自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うことなどを目標に掲げる**技術・家庭科(家庭分野)**と特に関わりが深いことに十分留意して、組織的かつ計画的に学習指導を進めていくことが大切である。

中学校学習指導要領解説 (平成29年告示) 保健体育編における技術・家庭科の記載

第3章 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、**技術・家庭科**及び特別活動の**時間**はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

2 健やかな体

特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、**技術・家庭科**及び特別活動の**時間**はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。

食に関する指導に当たっては、保健体育科における望ましい生活習慣の育成や、**技術・家庭科**における食生活に関する指導、特別活動における給食の時間を中心とした指導などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが重要であり、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

(中略)

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく**技術・家庭科**や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

社会編では、第2章 社会科の目標及び内容の2 各分野の目標及び内容において、家庭科の記載がみられた。具体的には、(2) 内容 A 私たちと現代社会において、「この大項目の学習は、家族・家庭の基本的な機能についての理解を深めることや、自分と家族、家庭生活と地域との関わりを考え、家族や地域の人々と協働し、よりよい生活の実現に向けて、生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を養うことなどを目標に掲げる技術・家庭科（家庭分野）と特に関わりが深いことに十分留意して、組織的かつ計画的に学習指導を進めていくことが大切である。」という記載がみられた。

保健体育編では、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いの1 指導計画の作成、2 健やかな体において、家庭科の記載がみられた。具体的には、1 では、「学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」という記載がみられた。2 では、「特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。」という記載がみられた。また、食に関する指導において、「体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより、保健や安全に関する指導、給食を含む食に関する指導などが重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科や特別活動のほか、関連の教科や道徳科、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。」という記載がみられた。

(3) 中学校学習指導要領解説（平成29年告示）技術・家庭編における他教科という記載

各教科の解説において、他教科という記載の有無を調べた。その結果、平成20年次にはみられなかった、理科編、音楽編、保健体育編、外国語にも追記され、全ての教科で記載がみられた。

技術・家庭編でみられた他教科の記載は、第2章 技術・家庭科の目標及び内容、第3章 指導計画の作成と内容の取扱いであった。第2章では、2 技術分野の目標及び内容、3 家庭分野の目標及び内容において記載がみられた。具体的には、2 では、A、B、C、Dの各内容において、「配当する授業時数と履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、他教科等との関連を考慮し分野目標の実現を目指した3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。」という記載がみられた。また、D では、「情報活用能力を系統的に育成できるよう、プログラミングに関する学習やコンピュータの基本的な操作、発達の段階に応じた情報モラルの学習、さらに、社会科第5学年における情報化が社会や産業に与える影響についての学習も含めた小学校における学習を発展させるとともに、中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報関係の科目との連携・接続に配慮する。」という記載がみられた（表11）。

3 では、A の内容において、「指導に当たっては、道徳科や他教科等の学習と関連を図るために、

指導の時期等についても配慮する。」という記載がみられた。さらに、A (3) ア (イ) において、「他教科等の学習における体験と関連付けることも考えられる。」、A (3) イにおいて、「地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。(中略) この学習では、他教科等の学習における体験との関連を図るよう配慮する。」という記載がみられた。B では、食生活の内容において、「理科、保健体育科等の他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。食育については、小学校における学習を踏まえ、他教科等との連携や学校給食との関連を図るとともに、高等学校家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るよう配慮する。」、B (1) イの内容において、健康のためのよりよい食習慣については、「家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、実践に向けて具体的に計画を考えることができるようにする。B (2) イにおいて、中学生の1日分の献立については、「家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な改善方法を選び、具体的に献立を作成することができるようにする。衣生活の内容において、「道徳科など他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。」という記載がみられた。住生活の内容において、「保健体育科などの他教科等で行う防災に関する学習との関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。」、B (6) ア (イ) において、「この学習では、保健体育科など他教科等で行う防災に関する学習との関連を図ることも考えられる。」、B (6) イの内容において、「家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、具体的に住空間の安全計画を立てることができるようにする。」という記載がみられた。C では、(2) イの内容において、「家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、実践に向けて具体的に計画を立てることができるようにする。」という記載がみられた。

第3章 指導計画の作成と内容の取扱いでは、1 指導計画の作成上の配慮事項、2 内容の取扱いと指導上の配慮事項においてみられた。具体的には、1 では、(3) 各分野の各項目に配当する授業時数及び各項目の履修学年において、「履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、分野間及び他教科等との関連を考慮し、3 学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。」、(4) 題材の設定において、「小学校における家庭科及び図画工作科等の関連する教科の指導内容や中学校の他教科等との関連を図るとともに、高等学校における学習を見据え、教科のねらいを十分達成できるよう基礎的・基本的な内容を押さえたもの。」という記載がみられた。2 では、(1) 言語活動の充実において、「各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。」、(4) 個に応じた指導において、「他教科で関連する内容の学習状況、題材の内容を踏まえた上で、生徒一人一人が興味・関心を踏まえた学習課題を設定できるよう、発達の段階に応じて、問題を見いだす範囲を生徒の生活範囲から社会に徐々に広げていくなど題材計画を工夫する必要がある。」という記載がみられた。

表11. 中学校学習指導要領（平成29年告示）解説技術・家庭編における他教科という記載

<p>第2章 技術・家庭科の目標及び内容</p> <p>2 技術分野の目標及び内容</p> <p>A 材料と加工の技術 この内容及び(1)から(3)の項目に相当する授業時数と履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、他教科等との関連を考慮し分野目標の実現を目指した3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。</p> <p>B 生物育成の技術 この内容及び(1)から(3)の項目に相当する授業時数と履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、他教科等との関連を考慮し、分野目標の実現を目指した3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。</p> <p>C エネルギー変換の技術 この内容及び(1)から(3)の項目に相当する授業時数と履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、他教科等との関連を考慮し、分野目標の実現を目指した3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。</p> <p>D 情報の技術 この内容及び(1)から(3)の項目に相当する授業時数と履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、他教科等との関連を考慮し、分野目標の実現を目指した3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。 これらのことを踏まえ、情報活用能力を系統的に育成できるよう、プログラミングに関する学習やコンピュータの基本的な操作、発達の段階に応じた情報モラルの学習、さらに、社会科第5学年における情報化が社会や産業に与える影響についての学習も含めた小学校における学習を進展させるとともに、中学校の他教科等における情報教育及び高等学校における情報関係の科目との連携・接続に配慮する。</p>
<p>第2章 技術・家庭科の目標及び内容</p> <p>3 家庭分野の目標及び内容</p> <p>A 家族・家庭生活 内容の指導に当たっては、(中略)、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう配慮する。 さらに、道徳科や他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。 (3) ア(イ) 家庭生活と地域との関わり、高齢者との関わり方 協働する方法の工夫 高齢者との関わり方については、介護の基礎に関する体験的な活動を通して、実感を伴って理解できるよう配慮する。例えば、生徒がペアを組み、立ち上がりや歩行などの介助を体験し、介助する側とされる側の気持ちや必要な配慮について話し合う活動などが考えられる。また、高齢者の介護の専門家などから介助の仕方について話を聞く活動なども考えられる。さらに、他教科等の学習における体験と関連付けることも考えられる。 (3)イ 家庭関係をよりよくする方法及び地域の人々と協働する方法の工夫 イについては、地域の活動や行事などを取り上げたり、他教科等における学習との関連を図ったりするよう配慮すること。 (中略) この学習では、他教科等の学習における体験との関連を図るよう配慮する。</p> <p>B 衣食住の生活 食生活 理科、保健体育科等の他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。食育については、小学校における学習を踏まえ、他教科等との連携や学校給食との関連を図るとともに、高等学校家庭科との円滑な接続のために、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るよう配慮する。 (1)イ 健康によい食習慣の工夫 解決方法については、(中略)、健康のためのよりよい食習慣について検討できるようにする。その際、家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、実践に向けて具体的に計画を考えることができるようにする。 (2) イ 中学生の1日分の献立の工夫 献立の改善方法については、(中略)、中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立について検討できるようにする。 その際、家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な改善方法を選び、具体的に献立を作成することができるようにする。</p> <p>B 衣生活の生活 衣生活 道徳科など他教科等の学習と関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。</p> <p>住生活 保健体育科などの他教科等で行う防災に関する学習との関連を図るために、指導の時期等についても配慮する。 (6)ア(イ) 家族の安全を考えた住空間の整え方 この学習では、保健体育科など他教科等で行う防災に関する学習との関連を図ることも考えられる。 (6)イ 家族の安全を考えた住空間の整え方の工夫 解決方法については、(中略)、より安全な住空間の整え方について様々な視点から情報を収集して検討できるようにする。また、家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、具体的に住空間の安全計画を立てることができるようにする。</p> <p>C 消費生活・環境 (2)イ 自立した消費者としての消費行動の工夫 解決方法については、(中略)、消費生活の在り方やライフスタイルの改善に向けて検討できるようにする。その際、家庭分野及び他教科等の既習事項や、自分の生活経験と関連付けて考え、適切な解決方法を選び、実践に向けて具体的に計画を立てることができるようにする。</p>
<p>第3章 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画作成上の配慮事項</p> <p>(4) 各項目及び各項目に示す事項については、(中略)、指導の効果を高めるようにすること。また、小学校における学習を踏まえるとともに、高等学校における学習を見据え、他教科等との関連を明確にして系統的・発展的に指導ができるようにすること。さらに、持続可能な開発のための教育を推進する視点から他教科等との連携も図ること。 (3) 各分野の各項目に相当する授業時数及び各項目の履修学年 (中略) ② 履修学年については、生徒の発達の段階や興味・関心、学校や地域の実態、分野間及び他教科等との関連を考慮し、3学年間にわたる全体的な指導計画に基づき各学校で適切に定めるようにする。</p> <p>(4) 題材の設定 ① 小学校における家庭科及び図画工作科等の関連する教科の指導内容や中学校の他教科等との関連を図るとともに、高等学校における学習を見据え、教科のねらいを十分達成できるよう基礎的・基本的な内容を押さえたもの。</p> <p>第3章 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 内容の取扱いと指導上の配慮事項</p> <p>(1) 言語活動の充実 なお、技術・家庭科で重視している実践的・体験的な活動は、様々な語彙の意味を実感を伴って理解させるという効果もある。これらも含めて、各項目の指導内容との関わり及び国語科をはじめとする他教科等との関連も踏まえ、言語の能力を高める学習活動を指導計画に位置付けておくことが大切である。 (4) 個に応じた指導 また、生徒の発達の段階によっては、問題を見いだしたり、課題を設定したりすることが困難な場合も考えられる。そのため、他教科で関連する内容の学習状況、題材の内容を踏まえた上で、生徒一人一人が興味・関心を踏まえた学習課題を設定できるよう、発達の段階に応じて、問題を見いだす範囲を生徒の生活範囲から社会に徐々に広げていくなど題材計画を工夫する必要がある。</p>

Ⅲ. まとめと考察

前回の学習指導要領（平成 20 年）から変更された点として、小学校では、国語編において社会科、外国語科、算数編において国語科、生活科、社会編において国語科、理科、外国語科、図画工作編において家庭科、生活編において算数科、体育編において生活科、他教科の記載が追記された。また、中学校では、国語編において外国語科、社会編において技術・家庭科、技術・家庭編において社会科、保健体育科、外国語編において国語科、理科、音楽科の記載が追記された。また、他教科という記載は、理科編、音楽編、保健体育編、外国語編にも追記され、全ての教科でみられた。

小学校家庭科と各教科等との関わりとして、第 2 章 家庭科の目標及び内容では、A 家族・家庭生活の内容において、道徳科、総合的な学習の時間との関連が示された。今回の改訂に伴い、(4) 家族・家庭生活についての課題と実践が新設され、内容の指導に当たって、道徳科や総合的な学習の時間との関連が示された。また、中学校技術・家庭科の記載もみられ、中学校での生活の課題と実践、そして、高等学校でのホームプロジェクト、学校家庭クラブ活動の内容につながる小中高を通した体系的な学びが示された。B 衣食住の生活の内容においては、前解説（平成 20 年）でもみられた、食生活、住生活の内容と理科、体育科との関連が示された。住生活の内容では、改訂により新設された音の内容について、理科の光と音の性質の学習との関連が新たに示された。C 消費生活・環境の内容においては、前解説でみられた、社会科、理科、総合的な学習の時間との関連が示されるとともに、新たに、物や金銭の使い方と買い物と社会科の地域に見られる生産や販売の仕事の学習との関連が示された。第 3 章 指導計画と内容の取扱いでは、前解説でもみられた言語活動の充実において、国語科との関連が示された。他の教科の解説に家庭科の教科名がみられたのは、前解説では、体育編の 1 教科のみであったが、新たに図画工作編において追記された。体育編においては、前解説でみられた指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、食に関する指導と家庭科の食生活に関する指導との関連が示された。図画工作編では、指導計画作成上の配慮事項において、A 表現 工作に表す活動と中学校技術・家庭科技術分野の内容 A 材料と加工の技術との関連が新たに示された。

中学校技術・家庭科と各教科等との関わりとして、前解説では、技術分野のみ他の教科との関わりが示されていたが、今回、新たに家庭分野でも示された。具体的には、第 2 章 家庭科の目標及び内容 B 衣食住の生活 食生活の内容において、保健体育科、理科、住生活の内容において、保健体育科、C 消費生活・環境では、社会科との関連が示された。第 3 章 指導計画と内容の取扱いでは、前解説でもみられた言語活動の充実において、国語科との関連が示された。他の教科の解説に技術・家庭科の教科名がみられたのは、前解説では、保健体育編の 1 教科のみであったが、今回、新たに社会編において追記された。保健体育編においては、前解説でみられた指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、食育、体力の向上、安全、健康の指導と技術・家庭科との関連が示された。社会編では、社会科の内容 A 私たちと現代社会の目標と技術・家庭科の目標とは関わりが深く、関連させて組織的かつ計画的に学習指導を進めていくことが新たに示された。

当研究では、小・中学校における各教科の学習指導要領（平成 29 年告示）解説に、その教科以

外の教科名の記載があるか、また、他教科という記載があるかどうかという視点で、家庭科と他教科との関わりをみてきた。その結果、小学校家庭科では、国語科、理科、社会科、図画工作科、体育科、中学校技術・家庭科では、国語科、数学科、理科、社会科、美術科、保健体育科との関わりの記載がみられたが、解説に具体的な教科名の記載が示されていないにもかかわらず、各教科間での関わりはみられる。例えば、学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編では、小・中学校別に、現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容（伝統や文化、主権者、消費者、法、知的財産、郷土や地域、海洋、環境、放射線、生命の尊重、心身の健康の保持促進、食、防災を含む安全）と各教科との関わりが示されている。家庭科の教育内容は、生命の尊重に関する教育以外の諸課題に関わりがあることが示されており^{注1)}、現代的な諸課題と広く関わりがみられる。2020 年 5 月 4 日、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、“新しい生活様式”の実践例が示された。具体的には、①一人ひとりの基本的感染対策、②日常生活を営む上での基本的な生活様式、③日常生活の各場面別の生活様式、④働き方の新しいスタイル、が示され、自分自身や周りの人々、地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、自分自身の生活に合った“新しい生活様式”の実践が推奨されている。今後、“新しい生活様式”の構築に向けては、①～④の実践例を踏まえた各教科の教育内容及び各教科の関わり合いの整理が必要である。

注 1) 知的財産に関する教育、海洋に関する教育、放射線に関する教育は、中学校技術・家庭科においてのみ教育内容が示されていた。

本研究は、科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号：18K02223 研究代表者：西尾幸一郎）の一部である。また、本報告は、日本家庭科教育学会 2020 年度大会にて口頭発表した内容をもとに加筆・修正を加えたものである。

参考文献

- 1) 文部科学省，次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめについて（報告）（2016）
- 2) 文部科学省，小学校学習指導要領解説家庭編，東洋館出版社（2008）
- 3) 文部科学省，中学校学習指導要領解説技術・家庭編，教育図書（2008）
- 4) 文部科学省，小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説家庭編，東洋館出版社（2018）
- 5) 文部科学省，中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説技術・家庭編，開隆堂出版（2018）
- 6) 黒光貴峰，徳重礼美．家庭科と他教科との関連性に関する研究，鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要，21 巻，35-50（2011）
- 7) 伊藤葉子，家庭科教育の動向，日本家政学会誌，Vol. 70, No. 12, 854-848（2019）
- 8) 日本家庭科教育学会，未来の生活をつくる，明治図書（2019）